

# 米軍基地関係特別委員会記録 ＜第1号＞

平成23年第6回沖縄県議会（9月定例会）閉会中

平成23年11月9日（水曜日）

沖 縄 県 議 会

## 米軍基地関係特別委員会記録<第1号>

---

### 開会の日時

年月日 平成23年11月9日 水曜日  
開 会 午前10時20分  
散 会 午前11時46分

---

### 場 所

第7委員会室

---

### 議 題

- 1 軍使用土地、基地公害、演習等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立  
(普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価書の提出について)

---

### 出 席 委 員

委 員 長	渡嘉敷	喜代子	さん
副 委 員 長	桑 江	朝千夫	君
委 員	吉 元	義 彦	君
委 員	仲 田	弘 毅	君
委 員	具 志	孝 助	君
委 員	照 屋	大 河	君
委 員	前 田	政 明	君
委 員	上 原	章	君
委 員	新 垣	清 涼	君
委 員	玉 城	満	君
委 員	吉 田	勝 廣	君

委員外議員 なし

---

## 欠 席 委 員

玉 城 義 和 君

---

## 説明のため出席した者の職・氏名

知 事 公 室 長 又 吉 進 君  
環 境 生 活 部 長 下 地 寛 君

---

○渡嘉敷喜代子委員長 ただいまから、米軍基地関係特別委員会を開会いたします。

本委員会付議事件軍使用土地、基地公害、演習等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立に係る普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価書の提出についてを議題といたします。

本日の説明員として、知事公室長及び環境生活部長の出席を求めています。

これより、普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価書の提出について審査を行います。

ただいまの議題について、知事公室長の説明を求めます。

又吉進知事公室長。

○又吉進知事公室長 ただいま議題となっております普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価書の提出について、県の対応等を御説明いたします。

去る10月17日の一川防衛大臣と知事との面談において、防衛大臣から、日米合意を踏まえ、普天間飛行場代替施設に関する環境影響評価書を年内に提出できるよう準備を進めている旨の発言があり、また去る10月27日の沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会の要請においても、野田総理から同様の発言がありました。

これに対し知事から、名護市辺野古移設案には多くの県民が反対しており、事業の実施は事実上不可能である旨、説明しているところであります。

環境影響評価書に関する手続は、環境影響評価法及び県条例に基づくものであり、提出された場合には関係法令にのっとり検討することになりますが、県としては、地元の理解が得られない移設案の実現は事実上不可能であり、一日も早い普天間飛行場の県外移設・返還を求める考えに変わりはなく、これを踏まえつつ適切に対処してまいります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

**○渡嘉敷喜代子委員長** 知事公室長の説明は終わりました。

これより、普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価書の提出について質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

前田政明委員。

**○前田政明委員** 御説明の中に、地元の合意が得られない名護市辺野古への移設は不可能だということですが、実務的なこととお聞きします。年内に環境影響評価書が提出されると、その事務的な手続はどうなるのかということをお聞きしたい。まず御説明していただいて、埋立申請との関係を含めてその辺の流れまで御説明願えませんか。

**○下地寛環境生活部長** アセス手続については、現在環境影響評価準備書の知事意見まで終わっているわけです。この後は評価書が提出されるわけですが、評価書は条例に基づく飛行場の建設については、知事あて、環境生活部に提出されます。

それから、埋め立てについては、アセス法に基づいて提出されますけれども、これも知事ですけれども、これについては土木建築部を所管する知事、それから農林水産部を所管する知事ということで、埋め立てについては2つの手続があります。

期間的には、知事意見を述べる期間というのが決まっておりますので、条例上は45日で評価書に対する知事意見を出さなくてはなりません。

それから、アセス法に基づく埋め立てについては、90日と決まっておりますので、いわゆる3カ月ぐらい評価書の知事意見形成にかかります。

そして、知事意見に基づいて事業者が補正をやったり、いろいろな対応をとるわけですが、それが大体1カ月ぐらいかなと思っております。それで

4カ月ということになりますけれども、その後公告・縦覧という手続をとりますので、おおむね5カ月から6カ月、約半年ぐらい評価書の手続になると思っております。その後に、埋立承認の願書は提出されるものと考えております。

○前田政明委員 年内にもし出されたら、報道にあるように5月、6月ごろまで手続がかかると。そして埋立申請は、大体6月前後になるという流れになるということでもいいのですか。

○下地寛環境生活部長 法的には手続期間などを考慮しますと、おおむねそういう時期になるのではないかと思います。

○前田政明委員 方法書、準備書のときはかなり乱暴な取り扱いだったのではないかなと思うのですけれども、いわゆる、事実上置いていったというのですか、そんな形になっていたのではないかなと思うのですが。

知事もこういうことはやめてくれということ、実質的には表明しているわけで、我々もそれはやるべきではないと思います。そこで前みたいに沖縄防衛局が皆さんのところに置いていくと。置いて逃げるというのか、置いていった場合では、手続的にはどうなるのですか。

○下地寛環境生活部長 持参するということだと思うのですけれども、持参をして所管する課に出すということになれば、その時点から法的には手続が開始されたという形になると思います。

○前田政明委員 知事も前とは違うのだということを言っています。前の準備書の段階での知事意見とは基本的には違うということは明確に表明していますけれども、その点は、2年前の知事意見の立場と今回の知事のスタンスは違うということは、明確に政府にも説明しているのですよね。

○又吉進知事公室長 先ほど読み上げましたように、この方針が政府から示されたわけですが、2年前とは異なって現時点では現行案というのは事実上不可能であると。したがって、政府としては県外移設に取り組んでいただきたいということを再三申し上げております。

○前田政明委員 準備書の段階でも方法書の段階でも、ほとんど建物の設計に当たる書類だけでも、10ページにも満たないようなものを提出して、その後

大事なものがどんどん追加されてくると。準備書についても、台風が来なかったということで実質的にはその調査はないと。ジュゴンの複数年調査も求められていますよね。それを評価した専門家の名前も公表していないとか。それとMV22オスプレイの問題もありません。その飛行航路も国会で明らかになっているように、民間上空を飛ばないと言ったけれどもそうではないと。アメリカを含めてそのようなことはないということで、場周経路も変わっています。そういう面では、本当にアセス法の手続そのものを踏みにじる、非常に乱暴なやり方になっていると思うのです。6000名近くの県民が、大変難しい中身を学んで意見を出して、実質的にそのとおりの意見に従えば、工事ができないような意見になっていたのではないかなと思うのですけれども。そのような面からも非常に不当だと思いますし、それから、今回外国からの圧力で云々するならばこれはとんでもないという報道もありますけれども、これは米国防長官バネッタ氏が来て、いろいろ話をしながら圧力もかかっていますけれども、米国議会は日本の議会と違って予算の権限は議会が持っている。このままで行けば今後10年間で軍事費が30兆円削られてしまうと。そうすると、名護市辺野古も削られる、グアムも削られると。そういうことで、何とか日本政府が実質的には不可能ではなくて、日本政府として日米合意に基づいてやるのだと、この意思を示せということでオバマ大統領から野田首相に言われて、それから毎週といっていいほど大臣が来ていますよね。私どもからすると許せないなど、沖縄県議会の決議だとか意見書を含めて、県民大会の意向を踏まえて来た中身を踏みにじるような暴挙に対しては許せないと思いますし、そういう面では、日米両政府にこのように民主主義をじゅうりんするようなことはやめるべきだと。特に日本政府に対しては、アセスの手続を進めるべきではないということが県民の思いだと思うのですけれども、その辺はどうなのでしょう。要するに、そのようなアセスの手続を含めて名護市辺野古に基地をつくってほしくない。これが県民総意であることには変わりないと思いますし、知事もそのような立場で、県当局も最後まで頑張っていたいただきたいと思いますが、その辺の決意を聞いて終わります。

**○又吉進知事公室長** 現在の日米合意案につきましては、これは今年の5月、日米共同発表で示されたものでありますけれども、それ以前に現行政権、民主党政権が最低でも県外という公約を示しながら、結局名護市辺野古に回帰したということにつきましては県民は納得していないと。それが現在の名護市の状況あるいは県民大会、また県議会決議というものに反映されていることを、知事あるいは県も認識しておりまして、まずそのことに対する十分な説明がある

かというのではないと。知事は県外移設を求めるという公約を掲げて当選をしているわけでございます。したがって、現在県が政府に求めていることというのは県外移設、一日も早い早期返還ということでございまして、それを踏まえた上で、今回政府の方針についてはしっかりと物を申ししておりますし、今後とも申し上げていくということでございます。

○**渡嘉敷喜代子委員長** ほかに質疑はありませんか。  
具志孝助委員。

○**具志孝助委員** 単刀直入にお聞きするわけですが、県外移設については今さら言うまでもないのですが、県知事を初め県議会も反対をしているわけです。これはやめさせなければならないということなのです。

しかし、一方、国のほうではアメリカに対して、国の方針どおり普天間飛行場を名護市辺野古に移設すると、それを促進するということもこの間確認をしたということで、この問題が大変難しい状況にあるわけですが、我々としては、どうすればこれを阻止することができるのかということなのです。とりあえず環境生活部に対して、12月中にアセス評価書を提出すると。これは行政手続ですよ。

改めて聞くのですけれども、流れとして12月中に、総理がお話しされたようにアセス評価書を県知事に提出されるとどうなるのですか。前田委員からあった質疑をもう一度繰り返しますけれども、スケジュールは45日以内に、それに対してどのような内容の返事になるのですか。

○**下地寛環境生活部長** 手続的には先ほど申し上げましたように、飛行場に関する評価書については、45日以内に知事意見を出すということです。

仮に12月1日とすれば、1月15日ということになりますけれども、いつ出すかは今わかりませんので、とりあえず45日以内に飛行場についての知事意見が出ると。それから埋め立てについては、90日という規定がございますので3カ月後に出ると。いずれにしても、飛行場と埋め立てというのは基本的に一体な形で進めますので、知事意見が出た90日後に、事業者は、その知事意見に対して評価書を補正すると。これが大体30日ぐらいかかるだろうと、1カ月ぐらいだろうとっておりますので、それで4カ月と。公告・縦覧というこれは法定の期間がございますので、それに1カ月ということで、一番短くすべてがスムーズにいくとして大体5カ月ぐらいと。ですから、6カ月以内には大体評価書の手続は終了するということになると思います。

○具志孝助委員 12月中に評価書が政府から出される大事なところですよ。繰り返し聞きしますけれども、12月中に提出されると、45日以内に知事はそれに対して意見書を政府に提出するわけですか。この意見書というのは簡単に言うかどうか—あなたの評価書は評価できません、あるいはこういうところは違います。というような内容ですか。この辺はどのような内容の意見書になりますか。注意するような内容にはならないのかということを知りたいのだけれども。知事意見を45日以内に出すというのは、どういうことを検討して45日以内に出すのですか。

○下地寛環境生活部長 基本的にはアセスの考え方というのは、科学的に、つまりこの事業を実施することによって、周辺環境あるいは生活環境にどのような影響を与えるかということをしてできるだけ正確に予測をして、それに対して、事業者がこのような影響があるのでそれを回避するか、もしくは、極力減らさなさいということを知事意見として言うわけですよ。住宅地に騒音の影響がありそうだからその低減策を何らかの形でとりなさいとか、そのような、いろいろなことを知事意見として言うということになると思います。

○具志孝助委員 今いろいろなことをというお話でしたが、科学的な内容の意見書と。例えば住民感情が許さないと、ここにそのようなものをつくるという前提のもとに、環境影響評価書について住民感情として許されませんと、そのような県民の意思を尊重したい、したがって、そのようなことをやめてくださいという知事意見書は出せないのですか。

○下地寛環境生活部長 これまでの方法書、準備書における知事意見の中でも、知事の思いを述べるという前段の部分というのがございます。それから科学的な見地から指摘をする一つ一つの項目—これまでの準備書の知事意見は400項目ぐらいありますけれども、そういう形で、細かい意見を述べるというものがありますけれども、住民感情という視点は、そもそもアセスの趣旨はある程度ある事業をやるということにおいて、地域あるいは住民のコンセンサスが得られていると、全体としてこの事業は進めていこうというものが基本的前提にあるわけです。ある事業を進めるということについて、コンセンサスが得られていると、そのような前提のもとにアセスをして、なるべく地域の自然環境とか、生活環境に影響を及ぼさないように極めて科学的な立場から審査をして、事業者に対してそれを是正するように、ちゃんとした保全措置をとるようにと



ということがアセス法の趣旨です。そういう意味では、アセスの中で住民感情を考慮するというのは、基本的には、その法の趣旨の中では生かされていないと思います。そういうものはないと思います。

**○具志孝助委員** 今、環境生活部長は基本的には、住民のコンセンサスは得られているという前提のもとに作業が今日まで続いてきて、今評価書の提出と。これはおよそ400項目ぐらいの具体的な審査項目があると、これに対する意見というお話だと理解をしているのですが、違いますか。

**○下地寛環境生活部長** 今の普天間飛行場代替施設建設事業の方法書、準備書について、すべてコンセンサスが得られてという意味ではなくて、一般的にアセス法の趣旨というものは、つまり、純粋に科学的に知事意見を言うという視点からすれば、もともとは事業を進めるに当たっては、地域のコンセンサスが得られているというのが前提というのが基本的にあるわけです。

つまり、この事業は、例えば県民全体として進めるべきだという前提があって、その上で自然環境とか、生活環境に影響を与える可能性があるので、それを極力減らす、もしくは回避するとか。そのためにアセス制度というものは基本的にあるということですので、おっしゃるように住民感情をどうこうするということは、なかなか法の中では意見としては言えないと思います。

**○具志孝助委員** 繰り返しになりますが、確かにこれまで知事のこの件に関する姿勢は、地元の名護市長が容認するという前提で、実は今日まで進んできたのです。しかし状況が変わってきたと。先ほど言っていた基本的には住民のコンセンサス、この事業を推進するという前提で作業がここまで進んできた。今もそのような答弁をなさったのだけれども、ここがちょっとひっかかるわけです。今の答弁は住民コンセンサスが前提にあると、このようなお話をされたのではないですか。そして、もはや評価書を提出するという行政行為は、これについてはどうかというような具体的なものについては、科学的な評価のもとで意見書を出すしかない。そこには感情とか、そのようなものは入りきれないという説明があったわけですが、その前提にコンセンサスという言葉を使っているわけですね。それはどういうことなのですか。

**○下地寛環境生活部長** コンセンサスという話はアセス法の一般論として、つまりアセス手続を進めるということ自体はこの事業について、住民とか県民とか地域の皆さんが大まかには基本的に同意しているといえますか、その地域の

理解が得られているという意味で前提としていると。これは一般的な考え方です。そのような意味で、地域のコンセンサスが得られているという状況を踏まえてアセスの手續が基本的には進むので、一般的にはそのような中で、科学的にしっかりと自然とか生活環境に対する影響を評価するというのが、アセスの趣旨だという意味でお話をしているわけです。

**○具志孝助委員** これまで評価書が出る直前でとまったのですよね。とまる前までは、今おっしゃった基本的にはこれは受け入れると。このような合意がいろいろあったということは、いわゆる、地元の主張がそれを容認する、了解していると。合意があったということなのです。しかし、状況が今変わったと。だからそのような前提で作業はここまで進んできたけれども、途中で変わったのだと。そして地元も変わったから、知事も変わった。それを従来受け入れるという状況の中と同じように、作業の延長線上でいよいよ出しますよと。このようなことでは違いますよと、これまでと前提が全然違うのですよと、繰り返し知事は言っているわけです。

そのようなことで、おっしゃるような科学的な評価書への知事意見の段階以前の意見があって、今は状況に違う変化が出たのだと、このようなことが言えるのではないかと。私はそのようにしか受けとめられないのだけれども、違いますか。

**○下地寛環境生活部長** おっしゃるとおり、現在の状況というのはかなり違いますので、そのような意味では、我々としても地域のコンセンサスが得られていないという現在の状況の中では、評価書は提出するべきではないと考えております。

**○具志孝助委員** そう言っているけれども、提出すると言っているのですよ。そうしたら、知事は出されたものに対しては返事しないといけないのです。45日以内に意見書という形で返事をしなくてはいけない。そのときに、先ほど申し上げているように違いますよと、もはやそのような状況ではありませんと。このような内容の意思表示をすることはできないかと言っているのです。その可能性はないかということです。

**○下地寛環境生活部長** 先ほども少し述べましたけれども、その知事意見の中には、知事の思いを述べる前段の部分、前文というものがございます。その中で、今委員がおっしゃるようなことを述べることは可能だと思います。その

後で科学的な見地からの意見も加えて、それが知事意見という形で評価書が送られてきた場合は出されるということになると思います。

**○具志孝助委員** 知事意見は当然述べられるでしょう。あと科学的な一つ一つ項目に対する知事意見という中で、断れるような、今我々はどうしてこれを阻止することができるかということで議論しているわけですから、そこに集中して申し上げるわけですが、この想定される400項目程度の、いわゆる評価書の内容に対して、これを断念させるような、断念につながるような知事意見書の項目、このようなことは問題になるだろうというものはないですか。

**○下地寛環境生活部長** これまでの知事意見の中でも、自然環境、生活環境的にはかなり厳しい意見を言っております。ただ、アセス制度における知事意見というのは、それでいわゆる事業がとめられるというところまではなかなか行き着かない。いわゆるある意味では、行政指導的な意味合いというのがございますので、それでアセス手続でどんなに厳しい意見を言ったとしても、それでその事業がとまるということには、なかなかならないと考えております。

**○具志孝助委員** 最初のハードルである評価書に対する知事意見書は、45日以内ぐらいに回答しなくてはいけないわけです。1月の初めごろまでには結局知事は意見書を出すと。恐らくこれではとまらないだろうと、メディアもそう書いてます。これが出されてくると、なかなかとめることは容易ではないと。だから何とかならないかと。メディアも認めているような行政行為でこれはとめるの難しいだろうなど。意見書を出して、今度は政府は何を出してくるのですか。埋立許可申請ですか。

**○下地寛環境生活部長** 1月というのは少し違いますけれども、埋め立てのものは90日とかありますので、今のいわゆるアセス法の残りの手続を経ると、大体5月か、5月いっぱいぐらいにアセスの手続というのは終わると思います。

そのアセスの知事意見などを踏まえて次に出てくるのは、埋立承認の願書だということになると思いますけれども、それは6月ごろかなと思います。それに基づいて、埋め立ての可否を知事が判断するという手続は、その後にはなると思います。

**○具志孝助委員** 当然知事は、これまでも再三政府に対して難しいと、だめですと言ってきたわけですから、埋立申請書が出てくると知事はこれはやめてく

れと、私は許可しませんよと。このような回答になると思うのですが、それは出せないのですか。

○又吉進知事公室長 現時点におきましては、今環境生活部長が申し上げたようなプロセスで進むということは予測できるわけですがけれども、実際にこれがまず評価書に対する意見というものを、知事公室も含めて所管の環境生活部と十分すり合わせをして、現在の知事の考え方が評価書に反映されるような努力をまずいたします。その上の埋立申請は、これは完全に仮定の話でございまして、予測の話でございしますので、そこで今委員がおっしゃるように、どのような判断をするかというのは、現時点ではお答えを差し控えておこうと思っております。

○具志孝助委員 差し控える理由は何ですか。再三表明しているわけですから、今さらという話ではないと思うのですが。

○又吉進知事公室長 これは、決算特別委員会で副知事から答弁があったと思いますけれども、やはり行政機関として、その結果をあらかじめ予測して、その結果について出る前に結論を出してしまうということは、行政上適切ではないと考えております。現在知事の申し上げていることを踏まえると、方向性については容易に推測できるというか、そのようなことなのではございますけれども、現在埋め立てについてどうするという事は、行政の立場からは現時点では申し上げられないということです。

○具志孝助委員 言わんとするのはわかりませんが、あえて今ここで言わなくても再三再四にわたって難しいだろうと表明しているわけですが、我々も政府から出てくる行政手続上における評価書、これを出してくるということになって、出すのをやめろということを考えて、意見書を採択するか決議するかという話ですが、果たしてなじむのかなど。私は個人的に議会としてそのようなことが適当なのかと思っているのですが、意見書というのは、そもそも県民の意思表明を県民にかわって議会がやるというのが意見書だと思っているので、県民の総意は今反対となっているので、やむを得ないことなのかと思っているのです。

その前に、何とか行政手続上における阻止の方法はないものか、まず環境影響について環境生活部長として、あの場所を何とかとめるという、技術的・科学的な方法はないものだろうか。このようなことを言っているわけですが、率直に言って見当たらないと。恐らく知事意見書では、結局はそのまま進んで

いくだろうと。これはイエス・ノーの話ではないのですよね。

○**下地寛環境生活部長** アセス手続上はイエス・ノーという判断ではなくて、知事意見を出すか出さないかだけだと思います。

○**具志孝助委員** 知事は意見を出すわけですよね。出すか出さないかではないのです。意見書の内容を言っているわけです。

○**下地寛環境生活部長** イエス・ノーの判断ではなく、知事意見を言うということになります。

○**具志孝助委員** そうすると、科学的な根拠に基づく意見書になるので、最終的にはそこがおかしいという意見になれば、そこを直してくれば最終的にはこれは同意というのか、結果的には通過していく状況、ここでは阻止という形にならないということですね。

○**下地寛環境生活部長** 知事が科学的見地から環境影響を回避しなさいとか、いろいろな意見を言いますが、それに対して事業者がこのような回避措置をとりますということになりますと、それが十分であったり十分でなかったりするのもあると思うのですけれども、そのような状況であっても手続的には終了いたします。

○**具志孝助委員** そして、評価書に対して知事は、冒頭に自分の気持ちを表明することができるという部分、この中で知事はしっかり意見を言う予定にあるのですね。

○**又吉進知事公室長** 冒頭の知事の意見、思いというものがどのような形で手続上書けるのかといったところは、今、部の間で議論しているところでございます。

しかしながら、やはり知事の公約として県外移設を求めると、名護市辺野古移設は事実上不可能であるということを再三申し上げているわけですので、これがどのような形で、あるいはこの中で書くのか、あるいは別に添付できるのかとか、さまざまなやり方を所管の環境生活部と相談をしているところでございます。

○具志孝助委員 もはや手続上で阻止するという方法は、このようなものは持ち合わせていないということにはなりますか。

○又吉進知事公室長 やはり行政手続というのは、法で定められた手続でございまして、その手続自体をとめる、あるいは阻止するという権限は、私どもは持ち合わせていないわけでございます。

○具志孝助委員 結局移設計画を断念させる方策というのは、環境生活部長あるいは知事公室長の段階で持ち合わせていないと。

○又吉進知事公室長 この手続をやるなどは言えないということでございます。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。  
吉田廣委員。

○吉田勝廣委員 具志委員からの質疑を続けますけれども、要するに環境アセスというのは意見を聞く程度ということでのいいのですか。

○下地寛環境生活部長 意見を聞く程度というわけではないのですけれども、かなり厳しい意見もこれまで言っております。知事意見をしっかり言うということになると思います。

○吉田勝廣委員 知事も名護市も移設を容認したときの意見書、この内容について趣旨を説明してくれませんか。

○下地寛環境生活部長 方法書、それから準備書、いずれもそうなのですが、例えば準備書に関する知事意見は飛行場の部分について180件程度です。それから、埋め立てについても320件程度の知事意見一少し重複するところもありますけれども、トータルで重複を除く420件ぐらいの知事意見を言っております。

当然その中には、騒音に係る意見であったり、例えば地域に騒音の影響があるという話だったり、それから、貴重な動植物があるのでそれは保全するようにしなさいとか、大浦湾の例えばサンゴとか。いろいろなものの状況が非常にいいので、そこに影響を与えてはいけないとか、そのような意見を400件以上

出しているということでございます。

○吉田勝廣委員 先ほど環境生活部長は、科学的根拠に基づいて意見書を提出すると。その科学的根拠が、例えば2年後になって状況の変化によって、県民の感情、県民の基地を認める認めないというのは変わったけれども、しかし、科学的根拠は変わることはないということで私は考えているのですけれども、それは変化がありますか。

○下地寛環境生活部長 いわゆる自然環境とか、生活環境に係る影響についての科学的知見とか、データに基づく意見というのは、よほど地域の自然環境とか、いろいろな環境が変わらない限りは意見としては変わらないと思っております。

○吉田勝廣委員 そうすると冒頭の知事の意見、いわゆる状況は変わったけれども、その他の科学的根拠に基づく意見については余り変わりはないということで判断していいのですか。

○下地寛環境生活部長 純粋に自然環境とか、生活環境だけを科学的知見から考えれば、ほとんど変わってないのではないかと思います。

○吉田勝廣委員 その意見書は政府に届いているわけですから、政府としては、科学的根拠に基づく知事の意見書に対して、自分たちはこのようなことをするから、ここはぜひ認めてもらいたいと。そのようなことで再答弁というのか、再評価書をまた出してきて、その場合については県としてはどのような判断をするのでしょうか。

○下地寛環境生活部長 おっしゃるとおり準備書の知事意見を踏まえて、事業者がこのような形での環境保全措置、生活環境の保全措置をとりますというのを評価書に書いてくるわけです。それをまた科学的にいろいろな角度から調査をしまして、それに対して知事意見を言うという手続になります。

○吉田勝廣委員 それを繰り返し繰り返し問題点を指摘して、何回も続くと月日がたちますよね。その限度というのはあるのですか。

○下地寛環境生活部長 手続的には評価書の提出というのが今残されているわ

けですけれども、その評価書が提出されて知事意見を言えば、事業者はその補正をして公告・縦覧をすることで終わります。何回も繰り返すということにはならないと思います。

○吉田勝廣委員 2009年に準備書に対する意見書は、科学的根拠に基づいて出されているわけですから、政府はそれに基づいて再び意見書を求めて評価書準備して、公告・縦覧をすればそれで足りるということで判断していますか。

○下地寛環境生活部長 方法書、準備書に対する知事意見というのは当然事業者は持っておりますので、それに対して、我々サイドとしては非常に科学的にきっちり説明できるようなものを書いてあれば、それはそれで、評価書に対する知事意見として提案をして終わりますので、それは十分に現段階で事業者としては、どのようなことを知事意見で言っているのか、それに対してはどのような対応をするという形での考え方を整理していると考えております。

○吉田勝廣委員 科学的根拠に基づく準備書に対する意見書は、現在、向こうの手元にあるわけですね。問題点はこの2年間の変化の中でもう一度国から出されたときに、科学的根拠に基づく意見書はそれにプラスして書けるかどうか、書くつもりがあるかどうか、この辺はいかがですか。

○下地寛環境生活部長 今回出てくる評価書というのは、準備書に対する知事意見を踏まえて、このような環境保全措置をとりますので、地域の環境が守られますということを書いてくると思うのですけれども一評価書の趣旨はそうなのですけれども、それに対してもう一度審査をして、いやそれでは十分ではないと、もっと厳しい保全措置をとりなさいとか、そういったことを評価書に対する知事意見というのは言うわけですから、それに対して事業者がもっと保全措置をとるのかとらないのかという話が、一番最後の事業者の判断ということになると思います。

○吉田勝廣委員 予測ですから、どんな厳しい意見書を出そうが、それに対して国は必ずこれに答えてきますよね。それはごく自然に想像できることですから。そして公告・縦覧するとそれでおしまいと、そこが流れだと思えます。

だから、最後は2カ年間の沖縄県民の変化を、さっき具志委員の質疑に対してそこに書き込むか書き込まないかと、それをまた政府がどのように判断をするのか、そこがまた勝負どころだと思うのですよね。その意見書に対して政府



がどのように判断をして、どうするのかということ。知事公室長、その辺は恐らくこれから重要な時期だと思います。この2カ年間の変化をどのようにここに織り込むかというのは重要な課題です。その辺は今協議中と言っていましたけれども、その判断めどみたいな、あるいはそこに書かざるを得なければ、国に対して別途やるかどうかと言ったものだから、そこはやはりその中に書き込むことがベストというのか、そうではないのかと私は判断するのですけれども、そこら辺はどうでしょうか。

**○又吉進知事公室長** そのあたりを所管部局と調整をしているところでして、再三繰り返しますが、現在知事は、普天間飛行場の早期返還、また県外移設というものを求めているわけです。これは政府の方針とは異なるわけなので、これをこの環境影響評価のプロセスの中で、どのような形で政府に対して申し上げられるかというのは、これは行政のテクニカルな部分もございまして、しっかり相談をして、まだ現実に提出されていない段階ですので、どのような評価書を政府が出してくるかもこれは予測が付きません。

しかしながら、そのようなものに対して、知事の公約を踏まえた意見を申し上げるといことは、これはやらなければならないと思っています。

**○吉田勝廣委員** それは行政ですから、理解はできます。だけれども、政治的ないろいろな状況認識というのか、そこはやはりきちっとこれから考えていただきたいのが1つです。

それから、環境アセスが進むと先ほども言ったように、埋め立てになりますよね。埋め立ては今の段階で、菅前総理大臣も野田総理大臣も強権発動はしないと。強権発動というのはいわゆる、公告・縦覧のときに一大田県政の時代にこれを拒否したことによって国会で法律を80%賛成で改正して、当時の野中広務氏は、非常にこのようなことに対して懸念を示していたこともありますけれども、恐らく、国は県知事が埋立申請を認めなければ、そのように法律を改正して強権発動というか、今はやらないと言っているけれども、そうする可能性はあるのかないのか。行政としての判断はどのように判断をしているのか。

**○又吉進知事公室長** 埋め立ての話になりますと、これは土木建築部ということになるわけでございます。これまで私どもが承知している限りでは、埋め立てをめぐって地方と政府が対立した事案というのはほとんどないと聞いております。

したがって、県は県としての公約があるわけでございます、そういう

意味では、政府と方針が違った場合に政府が何をできるか、あるいは県として何ができるかというのは、いろいろな意見がございまして、特措法という話がいちいち出ておりますけれども、あのようなものが実際に必要なのか、あるいは機能するかということも含めまして、検討が必要だと考えております。そういったところが土木建築部でしっかり検討されていると聞いておりますので、これは関係部局が十分情報交換をしながら、政府の次の行政行為といったものをしっかり確認してまいりたいと考えております。

○吉田勝廣委員 大田知事の時、最高裁判所で判決が出たわけです。私もその現場にいましたけれども、これは国のやる事業に対して、地方が反論申し上げると。ある意味では負けているわけです。やはり政府はそれなりに事業を進めるわけですから。そのようなことを前提として、いろいろな意味で予測をしながら、これからどう対処していくかということ念頭に置いて、そのときになって右往左往しないようなことをしなければ、あ那时的の二の舞になりかねないような状況になるかもしれない。このところはかなり腹をくくってやらないと、また政府はそのまま進めていくのではないかと。いつも当初はやらないできているものだから。政府の姿勢を見ると最初はやらない、しかし、いざとなってくると強権発動してくると。このようなことだけは念頭に置きながら行政を進めていく必要があるのではないかなと。知事公室長、改めてお願いします。

○又吉進知事公室長 この問題は行政手続という側面から見ますと、地方公共団体と政府といった関係でございまして、これを法にのっとってしっかりやると。しかしながら、知事の公約をしっかりと実現していくというのは、我々行政マンの務めでございますので、それを踏まえて、でき得る行政手続の中で、しっかり対応してまいるとというのが現在の県の考え方でございます。

○吉田勝廣委員 頑張ってください。終わります。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。

吉元義彦委員。

○吉元義彦委員 お話を聞いて、大体理解できるのですがけれども、この問題については、鳩山前総理大臣が最低でも県外ということで民主党政権になって、ねじれてこうなっているわけですよ。

そのような中、今回このような状況になって、この問題が前に一步も進んできていないということになってきているのですが、しかしながら、このような状況で環境影響評価書が出てくるというわけです。

まず1点目に、今まで方法書、準備書が既に出されて、その当時出されていなかったMV22オスプレイやあるいは場周経路、飛行経路のような問題については、どのようにその中に反映されていくのですか。

**○下地寛環境生活部長** 現時点で評価書は出ていないですし、その評価書の中でオスプレイが記載されているということは、わからないのですけれども、これまでの準備書の中では、そのようなことは書いてありませんので、その意見の中には反映されていないのです。これも仮定の話で余り言えないところはあるのですけれども、オスプレイという飛行機の機能というものも、我々は全然わかっていないですし、そのような中で評価書が出されてきた場合、どのような判断をするかというのは、今の段階ではなかなか正確には申し上げられないと思っております。

**○吉元義彦委員** それと生活環境、それから周辺に騒音や環境の影響を与えない、それから動植物の問題についてもまだ調査がされてないというのもありました。そのような問題についても、同じような認識でとらえていいわけですか。

**○下地寛環境生活部長** 今申しあげましたように、オスプレイのいろいろな機能、例えば騒音はどれぐらい発生するのか、それから飛行経路は今までのCH46とか、CH53のような飛行経路と同じなのか違うのか。違うことによって当然その周辺の影響というものは違ってきますので、いわゆるオスプレイが持っている、いろいろな機能を正確に把握しないと予測というのはできないと思っておりますので、今までの知事意見の中では、そのようなものを前提にして意見は出しておりませんが、今のところは正確なオスプレイに関する情報がない限りは正確なことは申し上げられないという話でございます。

**○吉元義彦委員** この問題について、今2年前までは危険性の除去、あるいは一日も早い普天間飛行場の問題の解決に向けて、知事が一生懸命取り組んできてやってきた問題なのですが、そのような政情からいくと、本当に私は残念ではないわけです。

先ほど来の答弁を聞いてみると、科学的根拠については、そんなに変わっていないということもおっしゃっているわけではありますが、例えば、地域のコン

センサスが得られている前提という地域というのは、皆さんの認識ではどこを指しているわけですか。

○下地寛環境生活部長 基本的には、事業が実施されることによって影響を受けるという地域はすべて含まれると思います。

例えば地域としては、今の前提で言いますと名護市、その影響を受ける可能性があるのは宜野座村というのもございますし、そのような意味で名護市、宜野座村あたりは、影響を受ける地域という意味で地域のコンセンサスというお話がございます。

○吉元義彦委員 一番進めようとされているところは一民主党が持ってこようとしているところは名護市辺野古、それから名護市辺野古を中心とした久辺3区、それから先ほど下地環境生活部長がおっしゃる、2市村に影響が出てくるのではないかと思うのですが。

○下地寛環境生活部長 どのようなくくりで関係するといえますか、それをとらえるかというのは、いろいろありますけれども、いわゆる、直接的な影響を受けるところもありますし、間接的な影響を受けるところもありますし、そのようないろいろな意味で、自然環境それから生活環境という切り口の中ではいろいろな想定ができますので、小さい感じでもとらえる場合もありますし、かなり大きい範囲の意味では、沖縄県というイメージでもとらえるということも可能だと思っております。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり )

○渡嘉敷喜代子委員長 質疑なしと認めます。

以上で、普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価書の提出についての質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○渡嘉敷喜代子委員長 再開いたします。

先ほど審査しました、普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価書の提出について、議員提出議案として意見書を提出することにつきましては、休憩中に御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、意見書を提出するかどうか及び文案・提出方法等について協議した結果、議員提出議案として案のとおり意見書を提出することで意見の一致を見た。また、自民党所属委員のうち1人は提出者とならないことで調整された。)

○渡嘉敷喜代子委員長 再開いたします。

議員提出議案として米軍普天間飛行場の辺野古移設に反対し、環境影響評価書の提出断念を求める意見書の提出については、休憩中に御協議いたしましたとおりに決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡嘉敷喜代子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本日予定していた議題はすべて終了いたしました。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 渡 嘉 敷 喜 代 子